

神戸市こども誰でも通園制度にかかる質問および回答

No	質問箇所	質問事項	回答
1	募集要項 P. 1 2	事業者の応募資格で家庭的保育事業の明記がないが、家庭的保育事業者での応募は可能か。	可能です。
2	募集要項 P. 5～7 4	家庭的保育事業所（赤ちゃんホーム）で誰でも通園事業を行った場合の職員配置はどのようになるのか。 家庭的保育者（保育士＋子育て支援員）や家庭的保育補助者（子育て支援員）どちらを配置するのか／どちらも配置しなければいけないのか等。	（一般型乳児等通園支援事業を実施する場合） 誰でも通園制度に従事する者は保育士である必要があります。 こどもが少ない場合で保育施設等の職員の支援を受けられる場合は、誰でも通園担当者を1人とすることができますが、支援する職員も保育士である必要があります。 家庭的保育者か家庭的保育補助者かの条件はありませんが、誰でも通園こどもを受け入れる場合は、支援する者も含めて保育士資格を持つものを最低2人配置する必要があります。 （余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する場合） こどもの人数に応じて職員配置数は変わってきますが、最大（在園児と誰でも通園こどもを併せて5人）の場合であっても、通常の保育体制（家庭的保育者＋家庭的保育補助者）で実施いただくことが可能です。
3	募集要項 P. 5～7 4	土曜日の誰でも通園事業について、公募説明会では、法人内の園の共同保育内での誰通事業の実施について国からの指針が出ていないので○とも×とも言えないということであったが、何かしらの指針が出ない限りは誰通児も共同保育は可能と解釈して良いのか。	誰でも通園制度のこどもに対して共同保育を実施する場合は、実施施設・依頼施設の双方が誰でも通園制度の認可を受けていることが前提となります。また、共同保育を実施する場合は登降園の場所が変わるため、利用保護者の同意が必要になります。 なお、共同保育の実施を目的に土曜日のみ開所する施設を認可することはできません。

4	募集要項 P. 5～7 4	誰通職員として確保し、キッズコネク ト上では、既存園の職員配置には反映させ ないとのことだが、余裕活用型／スポッ ト利用方式の場合、日や週・月毎に大き く変動する可能性が予想されるが、実際 の面談数や次月等の利用見込を鑑みて、 利用者がいない日をカウントし、毎月の キッズコネクト上に誰通職員も登録し てもよいのか。	誰でも通園制度に配置する保育教諭等 は、公定価格（加算を含む）や他の補助 事業で配置する保育教諭等と重複はで きません。 今後、キッズコネクト上に、誰でも通園 制度の配置枠を設定する予定（時期未 定）としていますが、配置枠ができるま では、誰でも通園制度の担当保育教諭等 は、キッズコネクト上では、どこにも配 置しない（画面左側の職員一覧に置いた ままとする）ようにしてください。
5	募集要項 P. 3 3-(2)-エ-④	余裕活用型において、『こどもの受入数 が令和 6 年度年間を通じて定員を下回 った場合のみ』と明記があるが、年間 12 か月の内、6 か月が定員に達していた が、この場合応募は可能か。	1 月でも定員に達していた場合は、余裕 活用型での実施はできません。
6	募集要項 P. 6	家庭的保育事業における余裕活用型の 場合、 ①保育者は通常保育（乳幼児が 5 名在籍 時と同様）の配置でよいのか。その場合、 家庭的保育者＋子育て支援員の配置 でよいのか。 ②保育場所も通常保育と同じ室内でよ いか。 ③一時保育対応も行っているが、平行し て対応することが可能か。	①家庭的保育者と家庭的保育補助者の 配置になります。 ②構いません。 ③可能ですが、一時保育と誰でも通園制 度は異なる事業ですので、担当者はそ れぞれ別で設けてください。
7	募集要項 P. 8 4- (7)	「日本スポーツ振興センターの災害共 済給付制度へ加入すること。」とあるが、 日本スポーツ振興センターに問い合わ せたところ、誰でも通園制度のように、 在籍していない子は加入できないと回 答があった。その他の園で加入している 保険のみで大丈夫か。	国の通知において、「事故等の発生によ る保障を円滑に行うことができるよう、 賠償責任保険に加入することを可能な 限り検討すること。」とされています。 日本スポーツ振興センターに限ったも のではなく、事故が発生した場合に損害 賠償を行える状態にしていいただければ と思います。
8	募集要項 P. 8 4- (3)	お弁当可能は給食設備がない園に限ら れているか。園児は給食だが、お弁当持 参（離乳食児も含む）は可能か。	国の通知において、食事の提供の有無 は、給食設備の有無に関わらず、乳児等 通園支援事業者が判断することとなっ ています。

			また、国の通知において「利用乳幼児の乳児等通園支援事業の利用形態等に応じて、弁当等を持参して食事をとる場合も考えられる」としており、離乳食も含め、弁当持参は可能と考えます。但し、その際は衛生管理（運搬時や受け取り後園内での保管時の温度管理等）に配慮してください。
9	募集要項 P. 8 4- (3)	離乳食に関して、パウチ（市販の物）は可能か。ミルクも（本児専用ミルク＝食事）持参してもらうことは可能か。	保護者が持参した弁当として取り扱うことで差支えないと考えます。
10	募集要項 P. 12	提出書類一覧の預金残高証明書について、預金残高証明書が発行されるまでに時間がかかるため提出期限に間に合わない。通帳の写しではだめか。	金融機関によって発行まで時間がかかる場合は、通帳の写しを提出してください。
11	募集要項 P. 12	預金残高証明書は、実施施設名義の通帳だけでよいか。法人全体でなくてよいか。	法人全体の預金残高証明書を提出してください。
12	募集要項 P. 12	決算書（過去3年分）は、R5・R4・R3でよいか。	ご認識の通りです。
13	募集要項 P. 12	納税証明書は、消費税の納税証明書しかないがよろしいか。	法人が収益事業を実施していない等により、法人税の納税証明が発行できない場合は、「納税証明書が発行できない理由を記載し、法人代表者印を押印した申請書（任意様式）」の提出が必要です。
14	実施計画書 2. 実施体制 (1)	主幹教諭や長期休暇中の担任が対応する場合があるが、その場合は、一覧に記載するか。キッズコネクートの職員配置と重なる場合があるが、よろしいか。	実施体制(1)に記載する保育教諭等は、他の処遇や補助が当たっていない保育教諭等を記載してください。質問内容の場合は、(2) サポート体制の保育教諭等としてカウントしてください。
15	説明会	家賃補助は、利用児童の人数にかかわらず補助が出るのか。	利用児童の人数にかかわらず、補助が出ます。
16	説明会	誰でも通園用のおもちゃや備品の購入費の補助はあるか。	おもちゃや備品を購入する補助はありません。こども1人1時間あたりの補助金と利用者からの利用料でまかなっていただきたい。
17	説明会	誰通に配置した職員はキッズコネクートに配置できるのか？	誰でも通園制度に配置する保育教諭等は、公定価格（加算を含む）や他の補助

			事業で配置する保育教諭等と重複はできません。 今後、キッズコネクト上に、誰でも通園制度の配置枠を設定する予定（時期未定）としていますが、配置枠ができるまでは、誰でも通園制度の担当保育教諭等は、キッズコネクト上では、どこにも配置しない（画面左側の職員一覧に置いたままとする）ようにしてください。
18	説明会	定期利用・スポット利用ともに予約申し込み締め切りを設定することは可能か。	国の QA において、「事業所ごとに予約受付締切日（何日前）の設定が行える」とされておりますので、設定は可能です。
19	説明会	お弁当持参でもよいか。	国の通知において、食事の提供の有無は、給食設備の有無に関わらず、乳児等通園支援事業者が判断することとなっています。 また、国の通知において「利用乳幼児の乳児等通園支援事業の利用形態等に応じて、弁当等を持参して食事をとる場合も考えられる」としており、離乳食も含め、弁当持参は可能と考えます。但し、その際は衛生管理（運搬時や受け取り後園内での保管時の温度管理等）に配慮してください。
20	説明会	利用時間は 30 分単位とのことだが、2.5 時間利用した場合、利用料は 750 円になるのか。	ご認識のとおりです。
21	説明会	年度途中の定員変更は可能か。	一般型については、年度途中の定員変更は認めていません。 余裕活用型での実施を検討している場合は、一度市に相談してください。
22	説明会	専用室独立型で認可を受け、利用当日に在園児の休みが多く、誰通児も少ない場合、一緒に保育してもよいか。	専用室独立型で認可を受けた場合、認可を受けた専用室で誰通児を預かる必要があります。
23	説明会	誰でも通園制度の実施方法は、自園が一般型→一般型の実施 余剰活用型→余剰活用型実施 でしょうか。一般型でも余剰活用型実施	一時保育との関係性であれば、一時保育を余裕活用型で実施している場合でも、誰通を一般型で実施することは可能です。また、一時保育を一般型で実施して

		は可能か。余剰活用型でも一般型は可能か。	いる場合でも、誰通を余裕活用型で実施することも可能です。
24	説明会	夏、冬、春の長期休業日で開所していない日もあるが、申し込みは可能か。	公募への申し込みは可能です。本市としては極力年間を通じて実施していただきたいと考えております。
25	説明会	全員にアレルギー検査を受けていただいているか。	アレルギーのない子も含めた全員にアレルギー検査を受けさせることはできません。アレルギーがあるこどものみ、アレルギー検査を受けていただき、生活管理指導表の提出を求める形になります。
26	説明会	定期利用で毎週月曜日に申し込まれた方が、その月に祝日が多く、2週間(2日間)しか利用できなかった場合(5時間しか利用できていない)、定期利用の他の曜日が空いていれば、他の曜日に利用は可能か。	可能です。保護者と相談のうえ、柔軟に対応してください。
27	説明会	理事会承認だが、申請までの期間がないため、承認を得るのに時間がかかる。取り急ぎ申請を提出したとして、採択された後、辞退することはできるのか。	致し方ないですが、理事会に事前に説明するなどご対応いただきたいと思います。
28	説明会	スポーツ振興センターの掛け金は保護者から徴収してよいのか。	スポーツ振興センターの掛け金は実費徴収となりますので、保護者から徴収することは可能です。
29	説明会	1年間に何日は実施しないといけないという条件はあるか。	条件はありませんが、極力年間を通じて実施していただきたいと考えています。
30	説明会	1日最低何時間預からないといけないという制限はあるか。	制限はありません。
31	説明会	キッズコネクトにおいて、在園児の処遇に対応する以外の職員であれば良い。ということですね。キッズコネクトには、在職する職員全員を登録しているのではないのでしょうか。	誰でも通園制度に配置する保育教諭等は、公定価格(加算を含む)や他の補助事業で配置する保育教諭等と重複はできません。 今後、キッズコネクト上に、誰でも通園制度の配置枠を設定する予定(時期未定)としていますが、配置枠ができるまでは、誰でも通園制度の担当保育教諭等

			は、キッズコネクト上では、どこにも配置しない(画面左側の職員一覧に置いたままとする) ようにしてください。
32	説明会	キッズコネクト登録職員以外の配置ということは、新たに雇用が必要ということでしょうか？	誰でも通園制度に配置する保育教諭等は、公定価格(加算を含む)や他の補助事業で配置する保育教諭等と重複はできません。 現在、公定価格(加算を含む)や他の補助事業の対象となっていない保育教諭等がある場合は、必ずしも新たに雇用する必要はないと考えます。
33	説明会	募集要項 P. 12 の資料と認可申請の必要書類が内容が違うが、どちらを提出すればよいか。	公募要領の p. 12 の書類一覧は、公募の際に必要な書類となります。説明会でお示しした認可申請書類は、公募で選定された後、認可手続きに必要な書類となります。
34	説明会	保護者からは現金徴収か。	現金徴収でもキャッシュレスでも可能です。
35	説明会	利用料の減免について、園側が事前面接で聞き取りをするのか。保護者の方から申請があった場合のみ対応すればよいのか。	保護者が自身の所得要件をシステムに入力するため、実施施設で聞き取る必要がありません。
36	説明会	誰通配置必要職員は、常勤換算で何人以上の職員が必要か。	通常保育、一時保育と同じ考え方です。
37	説明会	複数の園に預ける方がいる場合、10 時間の時間管理はシステム上で確認できるか。	月あたりの利用時間はシステム上で確認できます。複数園を利用することも可能ですが、基本的には月単位で同じ園を利用いただくことにする予定です。
38	説明会	土曜日を誰でも通園の利用日とした場合、法人内で共同保育を実施している園それぞれの誰でも通園の利用者も共同保育可能となるのか。※配置基準に問題がない前提	誰でも通園制度のこどもに対して共同保育を実施する場合は、実施施設・依頼施設の双方が誰でも通園制度の認可を受けていることが前提となります。また、共同保育を実施する場合は登降園の場所が変わるため、利用保護者の同意が必要になります。 なお、共同保育の実施を目的に土曜日のみ開所する施設を認可することはできません。

39	説明会	0歳児のニーズが高いようだが、調乳室がない。例えば10か月から預かることとして、調乳なしにすることは可能か。	本市では0歳6か月から利用できることとしておりますので、0歳10か月からの利用とすることはできません。その場合は、0歳児の定員を設定しないようにしてください。
40	説明会	こどもの育ちに関する計画や記録は提出するのか。	提出していただく必要はありませんが、監査の時に確認をします。 (令和7年度からは児童福祉法上の事業になり、監査の対象となります)
41	説明会	こどもの育ちに関する計画や記録はコードモンに登録し、そちらで記入してもいいのか。	問題ありません。